

【表紙】

| | |
|----------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年 6 月30日 |
| 【会社名】 | 株式会社アルデプロ |
| 【英訳名】 | ARDEPRO Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 高橋康夫 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区新宿三丁目 1 番24号 |
| 【電話番号】 | 03 (5367) 2001 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営管理部長 久保玲士 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区新宿三丁目 1 番24号 |
| 【電話番号】 | 03 (5367) 2001 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経営管理部長 久保玲士 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 670,000,128円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において、事業再生ADR手続が成立したこと、平成22年6月29日開催の当社取締役会において、定款変更にかかる議案を平成22年7月27日開催予定の当社臨時株主総会に付議する旨の決議及び第三者割当による優先株式（A種ないしE種優先株式）を発行することについての決議を行ったこと、並びに、平成22年6月30日に臨時報告書を提出したことに伴い、平成22年6月1日に提出した有価証券届出書及び平成22年6月14日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

募集に関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

5 第三者割当後の大株主の状況

第二部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____線を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

（訂正前）

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|---|
| 普通株式 | 3,489,584株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式です。 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。 |

(注) 1 本件有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成22年6月1日開催の取締役会決議によるものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の特別決議による承認を得られること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

< 後略 >

（訂正後）

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|---|
| 普通株式 | 3,489,584株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式です。 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。 |

(注) 1 本件有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成22年6月1日開催の取締役会決議によるものであります。なお、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の特別決議による承認を得られること及び後記「募集に関する特別記載事項」記載の事業再生ADR手続が成立することが条件となりますが、事業再生ADR手続は、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 当社は、平成22年6月29日開催の当社取締役会において、平成22年6月30日付で提出した臨時報告書にかかる第三者割当による優先株式（A種ないしE種優先株式。以下総称して「DES優先株式」といいます。）及び本第三者割当と同日付をもって決議された第三者割当による種類株式についての定めを定款に設けるための定款変更議案を、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会に付議する旨を決議いたしました。当該定款変更議案における定款変更案において、保有者となる金融機関に適用のある株式取得規制等を勘案して、A種優先株式及びB種優先株式の株主は、株主総会において議決権を有しないこととされております。

< 後略 >

【募集に関する特別記載事項】

（訂正前）

< 中略 >

そして、当社は、事業再生計画案を策定し、平成22年6月1日開催の第2回債権者会議の続行期日におきまして、全対象債権者に対して事業再生計画案を説明いたしました。同計画案につきましては、平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、全取引金融機関の合意による成立を目指します。当社の事業再生計画案の概要は以下のとおりです。

< 中略 >

3 財務状況及び資本増強策

< 中略 >

(2) 金融支援の要請

当社は、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者に対して、不動産担保等により保全されている有担保債権部分(総額138億94百万円)について担保物件の売却を条件とするなど返済条件を緩和していただくこと、及び不動産担保等により保全されていない無担保債権部分(総額276億36百万円)について、一部(4億30百万円)の3年程度の支払繰り延べ、残額(272億6百万円)のD E Sを要請しております。

また、全対象債権者に対して、未払利息の利率変更(15億61百万円)を要請しております。

< 中略 >

(5) 減資

当社は、本事業再生ADR成立後、総額11億70百万円の第三者割当及び総額272億6百万円のD E Sによる増加分も含めた資本金及び資本準備金の減少を当該D E Sの払込みと同日に行い、資本金は3億円、資本準備金は0円とする予定です。減資の詳細につきましては、その内容が確定次第公表する予定です。

4 経営責任、株主責任について

(1) 経営責任

当社の代表取締役社長であった秋元氏は、経営責任を明確にするため、平成21年10月に代表取締役を辞任し、取締役相談役に就任しておりますが、今般、本事業再生ADR手続成立後、取締役を退任する予定です。

また、当社は、経営責任の観点から、既に平成22年7月期までの累計で約43%の役員報酬の削減を実施しており、さらに、秋元氏については、平成22年5月から更なる役員報酬カットを実施しております。

(2) 株主責任

当社、株主責任の一環として、当社の筆頭株主である秋元氏との間で、本日付で秋元氏が保有する当社普通株式763,620株のうち、担保が設定されている240,000株及び株式が制度信用銘柄に選定されているために預託している4,590株を除いた519,030株について、事業再生ADR手続が成立することを条件として、当社に対し無償譲渡することにつき合意いたしました。当社は、無償譲渡を受けた自己株式519,030株式については、全て、消却する予定です。

また、既存の株主の皆様が保有する普通株式について、株式の併合を行うことは予定しておりませんが、総額11億70百万円の第三者割当増資による株式価値の希釈化及び総額272億6百万円のD E S株式(普通株式を対価とする取得請求権付の優先株式とする予定です。)の発行による株式価値の潜在的な希釈化が生じる見込みです。なお、D E S株式の発行につきましては、発行内容が確定し次第公表する予定です。

< 後略 >

(訂正後)

< 中略 >

そして、当社は、事業再生計画案を策定し、平成22年6月1日開催の第2回債権者会議の続行期日におきまして、全対象債権者に対して事業再生計画案を説明いたしました。同計画案につきましては、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において、全取引金融機関の合意により成立いたしました。当社の事業再生計画の概要は以下のとおりです。

< 中略 >

3 財務状況及び資本増強策

< 中略 >

(2) 金融支援の要請

当社は、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者に対して、不動産担保等により保全されている有担保債権部分(総額138億95百万円)について担保物件の売却を条件とするなど返済条件を緩和していただくこと、及び不動産担保等により保全されていない無担保債権部分(総額276億33百万円)について、一部(4億29百万円)の3年間の支払繰り延べ、残額(272億3百万円)のDESを要請し、ご承認をいただきました。

また、全対象債権者に対して、未払利息の利率変更を要請し、ご承認をいただきました。利率変更により未払利息の金額は15億63百万円減少することになります。

当社株主であるジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社が現在保有している当社普通株式については、同社を運営するゴールドマン・サックスに対し、当社の事業再生計画における対象債権者に対する対象債権の弁済期間である3年間については引き続き同社に保有いただき、当社の経営再建をご支援いただく趣旨で、第三者への譲渡を行わないことを要請し、ご了解をいただきました。

< 中略 >

(5) 減資

当社は、平成22年7月28日に募集株式(本第三者割当による普通株式、本第三者割当と同日付をもって決議された第三者割当による譲渡制限種類株式、及びDES優先株式)の発行により資本金の額が271億3109万8705円、資本準備金の額が269億7206万8705円となることを条件として、資本金の額を268億3109万8705円、資本準備金の額を269億7206万8705円減少し、それぞれ3億円、0円とすることにいたしました。

4 経営責任、株主責任について

(1) 経営責任

当社の代表取締役社長であった秋元氏は、経営責任を明確にするため、平成21年10月に代表取締役を辞任し、取締役相談役に就任しておりますが、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会后、平成22年7月31日までに取締役を退任する予定です。その後、秋元氏は、当社の取締役の立場では経営に関与しませんが、当社の再生を支援する目的で経営をサポートする方針です。

また、当社は、経営責任の観点から、既に平成22年7月期までの累計で約43%の役員報酬の削減を実施しており、さらに、秋元氏については、平成22年5月から更なる役員報酬カットを実施しております。

(2) 株主責任

当社、株主責任の一環として、当社の筆頭株主である秋元氏との間で、本日付で秋元氏が保有する当社普通株式763,620株のうち、担保が設定されている240,000株及び株式が制度信用銘柄に選定されているために預託している4,590株を除いた519,030株について、事業再生ADR手続が成立することを条件として、当社に対し無償譲渡することにつき合意いたしました。当社は、無償譲渡を受けた自己株式519,030株式については、全て、消却する予定です。

また、既存の株主の皆様が保有する普通株式について、株式の併合を行うことは予定しておりませんが、総額11億70百万円の第三者割当増資による株式価値の希釈化及び総額272億3百万円のDES優先株式の発行による株式価値の潜在的な希釈化が生じる見込みです。

< 後略 >

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

（訂正前）

< 中略 >

当社は、上記のとおり、事業再生ADR手続の取扱団体であるJATPに対して、平成22年3月2日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、当該申請は同日受理され、同日付で、JATPとの連名で、全取引金融機関に対して「一時停止の通知書」（借入金元本と利息の返済一時停止等）を送付いたしました。その後、平成22年5月18日に第2回債権者会議、平成22年6月1日に第2回債権者会議の続行期日を開催し、対象債権者に事業再生計画案の協議をしていただきました。そして、平成22年6月29日に開催予定の第3回債権者会議において事業再生計画案のご承認をいただく予定です。

事業再生計画案では、当社の不動産再活事業の今後の経営計画、対象債権者に対する金融支援を示しております。

このように当社の経営が非常に厳しい状態にある中において、また、当社株式が株式会社東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定されていることから、外部から当社に対して出資を頂くためには、事業再生計画案にご理解を頂きつつ、時価よりも相当程度低い払込金額とせざるを得ない状況であります。この、時価よりも相当程度低い払込金額は日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らすと有利発行とせざる得ないものの、当社としては、事業再生計画案を履行していくためには必要とする金額を調達する必要があります。そこで、時価よりも相当程度低い払込金額とすることと致しましたが、時価からのディスカウント率については、債務超過にある当社の現状に鑑みて大幅なディスカウント率とする必要があります。ただし、その割合が大きければ希薄化規模が大きくなり、株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当予定先と協議した結果として、払込金額を当社普通株式の時価に70%を乗じた金額としたことは、当社の現状に照らすと、合理的であるものと考えております。

なお、本第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としております。また、当該払込金額は特に有利な金額となるため、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となります。

（訂正後）

< 中略 >

当社は、上記のとおり、事業再生ADR手続の取扱団体であるJATPに対して、平成22年3月2日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、当該申請は同日受理され、同日付で、JATPとの連名で、全取引金融機関に対して「一時停止の通知書」（借入金元本と利息の返済一時停止等）を送付いたしました。その後、平成22年5月18日に第2回債権者会議、平成22年6月1日に第2回債権者会議の続行期日を開催し、対象債権者に事業再生計画案の協議をしていただきました。そして、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において事業再生計画案のご承認をいただきました。

事業再生計画では、当社の不動産再活事業の今後の経営計画、対象債権者に対する金融支援を示しております。

このように当社の経営が非常に厳しい状態にある中において、また、当社株式が株式会社東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定されていることから、外部から当社に対して出資を頂くためには、事業再生計画にご理解を頂きつつ、時価よりも相当程度低い払込金額とせざるを得ない状況であります。この、時価よりも相当程度低い払込金額は日本証券業協会の定める第三者割当の取扱いに関する指針等に照らすと有利発行とせざる得ないものの、当社としては、事業再生計画を履行していくためには必要とする金額を調達する必要があります。そこで、時価よりも相当程度低い払込金額とすることと致しましたが、時価からのディスカウント率については、債務超過にある当社の現状に鑑みて大幅なディスカウント率とする必要があります。ただし、その割合が大きければ希薄化規模が大きくなり、株主の皆様への影響もより大きくなることから、これらを総合的に勘案して割当予定先と協議した結果として、払込金額を当社普通株式の時価に70%を乗じた金額としたことは、当社の現状に照らすと、合理的であるものと考えております。

なお、本第三者割当による新株式の発行は、事業再生ADR手続が成立することを条件としておりますが、事業再生ADR手続は、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において成立いたしました。また、当該払込金額は特に有利な金額となるため、本第三者割当による新株式の発行については、平成22年7月27日開催予定の臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 総議決権に対する 所有議決権数の割合(%) | 割当後の所有株式数(株) | 割当後の総議決権 数に対する所有議決権数の割合(%) |
|--|---|-----------|--------------------------|--------------|-------------------------------|
| 加藤照美 | 東京都多摩市 | | | 2,604,167 | 36.23 |
| ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社 | 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー46階 | 756,144 | 17.93 | 756,144 | 10.52 |
| 北山英樹 | 福岡県福岡市中央区 | | | 468,750 | 6.52 |
| 井康彦 | 福岡県福岡市中央区 | | | 260,417 | 3.62 |
| 秋元竜弥 | 東京都目黒区 | 763,620 | 18.1 | 244,590 | 3.4 |
| 風巻正人 | 栃木県佐野市 | | | 156,250 | 2.17 |
| 財団法人秋元国際奨学財団 | 東京都新宿区新宿3丁目1-24 | 100,000 | 2.37 | 100,000 | 1.39 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10 | 79,715 | 1.89 | 79,715 | 1.11 |
| FORTIS PRIVATE BANKING SINGAPORE LTD A/C CLIENTS | 63 MARKET STREET #21-01 SINGAPORE 048942 | 38,400 | 0.91 | 38,400 | 0.53 |
| MLPFS CUSTODY ACCOUNT | SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK NY 10080-0801 USA | 33,273 | 0.79 | 33,273 | 0.46 |
| 計 | | 1,771,152 | 41.99 | 4,741,706 | 65.96 |

(注)1 平成22年1月31日現在の株主名簿をもとに作成しております。

(注)2 秋元氏の所有株式数は、平成22年6月1日現在763,620株ですが、事業再生ADR手続の事業再生計画案において、519,030株を当社へ無償譲渡し、その株式を消却する計画となっております。上記所有株式数の欄は、平成22年6月1日現在の数値で記載しており、割当後の所有株式数は、519,030株を消却した後の株式数で記載しております。

(注)3 事業再生ADR手続において、当社の債権者との間で債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)を行うことを当該債権者に要請しており(債権総額272億6百万円)、これにより発行される株式の内容(当該株式は、普通株式を対価とする取得請求権付の優先株式とする予定です。)・発行価額等によって、上記表に記載の大株主の状況は変更されることとなります。

なお、参考までに、当該債務の株式化を勘案しない場合における、本第三者割当により発行される新株式
3,489,584株と本第三者割当と同日付をもって決議された種類株式による第三者割当により発行される
1,818,182株を合算した場合の大株主の状況は以下のとおりです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 総議決権に対する 所有議決権数の割 合(%) | 割当後の所有株式 数(株) | 割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合 (%) |
|---|---|-----------|------------------------------|------------------|---------------------------------------|
| 加藤照美 | 東京都多摩市 | — | — | 2,604,167 | 28.91 |
| 秋元竜弥 | 東京都目黒区 | 763,620 | 18.10 | 2,062,772 | 22.90 |
| ジーエス・ ディーケー・ ホールディング ス・フォー合同 会社 | 東京都港区六本 木6丁目10番1 号 六本木ヒルズ 森タワー46階 | 756,144 | 17.93 | 756,144 | 8.40 |
| 北山英樹 | 福岡県福岡市中 央区 | — | — | 468,750 | 5.20 |
| 井康彦 | 福岡県福岡市中 央区 | — | — | 260,417 | 2.89 |
| 風巻正人 | 栃木県佐野市 | — | — | 156,250 | 1.73 |
| 財団法人秋元国 際奨学財団 | 東京都新宿区新 宿3丁目1-24 | 100,000 | 2.37 | 100,000 | 1.11 |
| 日本証券金融株 式会社 | 東京都中央区日 本橋茅場町1丁 目2-10 | 79,715 | 1.89 | 79,715 | 0.89 |
| FORTIS PRIVATE BANKING SINGAPORE LTD A/C CLIENTS | 63 MARKET STREET #21-01 SINGAPORE 048942 | 38,400 | 0.91 | 38,400 | 0.43 |
| MLPFS CUSTODY ACCOUNT | SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK NY 10080-0801 USA | 33,273 | 0.79 | 33,273 | 0.37 |
| 計 | | 1,771,152 | 41.99 | 6,559,888 | 72.83 |

(注) 1 平成22年1月31日現在の株主名簿をもとに作成しております。

(注) 2 秋元氏の所有株式数は、平成22年6月1日現在763,620株ですが、事業再生ADR手続の事業再生計画案にお
いて、519,030株を当社へ無償譲渡し、その株式を消却する計画となっております。上記所有株式数の欄は、平
成22年6月1日現在の数値で記載しており、割当後の所有株式数は、519,030株を消却した後の株式数で記載
しております。

(訂正後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 総議決権に対する 所有議決権数の割 合(%) | 割当後の所有株式 数(株) | 割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合 (%) |
|---|---|----------|------------------------------|------------------|---------------------------------------|
| 加藤照美 | 東京都多摩市 | — | — | 2,604,167 | 36.23 |
| ジーエス・ ディーケー・ ホールディング ス・フォー合同 会社 | 東京都港区六本 木6丁目10番1 号 六本木ヒルズ 森タワー46階 | 756,144 | 17.93 | 756,144 | 10.52 |
| 北山英樹 | 福岡県福岡市中 央区 | — | — | 468,750 | 6.52 |
| 井康彦 | 福岡県福岡市中 央区 | — | — | 260,417 | 3.62 |
| 秋元竜弥 | 東京都目黒区 | 763,620 | 18.1 | 244,590 | 3.4 |
| 風巻正人 | 栃木県佐野市 | — | — | 156,250 | 2.17 |
| 財団法人秋元国 際奨学財団 | 東京都新宿区新 宿3丁目1-24 | 100,000 | 2.37 | 100,000 | 1.39 |
| 日本証券金融株 式会社 | 東京都中央区日 本橋茅場町1丁 目2-10 | 79,715 | 1.89 | 79,715 | 1.11 |
| FORTIS PRIVATE BANKING SINGAPORE LTD A/C CLIENTS | 63 MARKET STREET #21-01 SINGAPORE 048942 | 38,400 | 0.91 | 38,400 | 0.53 |

| | | | | | |
|-----------------------|---|-----------|-------|-----------|-------|
| MLPFS CUSTODY ACCOUNT | SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW Y O R K N Y 10080-0801 USA | 33,273 | 0.79 | 33,273 | 0.46 |
| 計 | | 1,771,152 | 41.99 | 4,741,706 | 65.96 |

(注) 1 平成22年1月31日現在の株主名簿をもとに作成しております。

(注) 2 秋元氏の所有株式数は、平成22年6月1日現在763,620株ですが、事業再生ADR手続の事業再生計画案において、519,030株を当社へ無償譲渡し、その株式を消却する計画となっております。上記所有株式数の欄は、平成22年6月1日現在の数値で記載しており、割当後の所有株式数は、519,030株を消却した後の株式数で記載しております。

(注) 3 なお、参考までに、本第三者割当により発行される新株式3,489,584株と本第三者割当と同日付をもって決議された種類株式による第三者割当により発行される株式(当該株式は、普通株式を対価とする取得請求権付の株式とする予定です。)1,818,182株、及び、DES優先株式(当該株式は、普通株式を対価とする取得請求権付の優先株式とする予定です。)4,495,325株を合算した場合の大株主の状況は以下のとおりです(なお、本第三者割当と同日付をもって決議された種類株式による第三者割当により発行される株式とDES優先株式については、普通株式に転換した後の株式数を基準としております。)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権に 対する所有 議決権数の 割合(%) | 割当後の所 有株式数 (株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%) |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------|----------------------------------|----------------------|---|
| ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社 | 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー46階 | 756,144 | 17.93 | 3,456,661 | 31.30 |
| ミネルヴァ債権回収株式会社 | 東京都千代田区麹町3丁目5番1号 | — | — | 2,759,085 | 24.98 |
| 株式会社関西アーバン銀行 | 大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号 | — | — | 913,604 | 8.27 |
| 秋元竜弥 | 東京都目黒区 | 763,620 | 18.10 | 244,590 | 2.21 |
| 株式会社広島銀行 | 広島県広島市中区紙屋町1丁目3番8号 | — | — | 132,707 | 1.20 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 東京都中央区八重洲2丁目10番17号 | — | — | 128,220 | 1.16 |
| 第一勧業信用組合 | 東京都新宿区四谷2丁目13番地 | — | — | 107,273 | 0.97 |
| 財団法人秋元国際奨学財団 | 東京都新宿区新宿3丁目1-24 | 100,000 | 2.37 | 100,000 | 0.91 |
| 株式会社筑波銀行 | 茨城県土浦市中央2丁目11番7号 | — | — | 91,792 | 0.83 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10 | 79,715 | 1.89 | 79,715 | 0.72 |
| 計 | | 1,699,479 | 40.29 | 8,013,647 | 72.57 |

(注) 1 平成22年1月31日現在の株主名簿をもとに作成しております。

(注) 2 秋元氏の所有株式数は、平成22年6月1日現在763,620株ですが、事業再生ADR手続の事業再生計画案において、519,030株を当社へ無償譲渡し、その株式を消却する計画となっております。上記所有株式数の欄は、平成22年6月1日現在の数値で記載しており、割当後の所有株式数は、519,030株を消却した後の株式数で記載しております。これに伴い、割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合の算出に際しては、上記のとおり519,030株を消却した後の議決権数を基準として算出しています。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

(訂正前)

以下に、当社グループの事業展開上、リスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項を記載しております。また、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成22年6月14日)現在において、当社グループが判断したものであります。

なお、下記は平成22年6月1日提出の有価証券届出書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間に生じた変更その他の事由を反映して、その全体を一括して記載したものであります。変更箇所については 罫で示しております。

< 中略 >

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の注記について

< 中略 >

今後は、事業再生ADR手続のなかで、全取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提とした事業再生計画案(以下「事業再生計画案」といいます。)を策定した上で、平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、全取引金融機関の同意による成立を目指します。

しかしながら、仮に事業再生計画案が予定どおり成立しない場合には、金融機関から弁済を求められる等して資金繰りが悪化すること、当社の債務超過状態が解消されないこと、当社の取引先に対する信用が悪化すること等により当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、また、当社普通株式が株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の定める上場廃止基準に抵触して当社普通株式が上場廃止になることにより、その流動性が著しく悪化する等の可能性があります。さらに、成立した事業再生計画が不測の事態により計画どおり遂行できない場合には、当社の資金繰りの悪化や当社の取引先に対する信用が悪化すること等により、当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

< 中略 >

その他

株式の希薄化について

当社グループは、当社の取締役及び従業員の業績向上に対する志気を高めることを目的として、取締役及び従業員等に対してインセンティブ制度を導入しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20、第280条ノ21並びに会社法第236条、238条及び239条に基づく新株予約権を付与しているものであり、平成15年5月16日開催の臨時株主総会の決議及び平成20年12月9日に開催された取締役会の決議をもとに、取締役、従業員及び社外協力者に対して付与いたしました。当社の発行済株式数は平成21年7月31日現在で4,217,839株であり、この

ほか当該新株予約権にかかる新株発行予定数の合計は平成22年1月31日現在で、10,430株であります。

なお、これら新株予約権が行使された場合、当社の株式価値が希薄化することになります。さらに当社は、今後ともストック・オプション等のインセンティブプランを実施することも検討しており、株式価値の希薄化を生じさせる可能性があります。

また、本日付で決議された第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による種類株式の発行を併せると、新株式の発行の規模は5,307,766株(当該種類株式が全て普通株式に転換された場合)であり、現在の発行済株式総数の125.84%にあたり、既存株式の価値の希釈化が生じます。

このように、本第三者割当と事業再生計画における上記の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価や当社普通株式の需給関係等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) なお、債務超過解消の手段として、当社の債権者との間で債務の株式化(いわゆるデット・エクイティ・スワップ)が行われる場合(債権総額272億円)、これにより発行される株式の内容(当該株式が種類株式であってその内容として普通株式の取得請求権が付されている場合)・発行価額等によっては、上記のほか、さらに株式価値の希薄化及び当社普通株式の需給関係等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

< 後略 >

(訂正後)

以下に、当社グループの事業展開上、リスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項を記載しております。また、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成22年6月30日)現在において、当社グループが判断したものであります。

なお、下記は平成22年6月14日提出の有価証券届出書の訂正届出書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間に生じた変更その他の事由を反映して、変更部分のみを記載したものであります。変更箇所については 罫で示しております。

< 中略 >

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の注記について

< 中略 >

その後、事業再生ADR手続のなかで、全取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提とした事業再生計画案(以下「事業再生計画案」といいます。)を策定し、平成22年6月29日開催予定の第3回債権者会議において、全取引金融機関の同意により成立いたしました。

しかしながら、成立した事業再生計画が不測の事態により計画どおり遂行できない場合には、金融機関から弁済を求められる等して資金繰りが悪化すること、当社の債務超過状態が解消されないこと、当社の取引先に対する信用が悪化すること等により当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社普通株式が株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の定める上場廃止基準に抵触して当社普通株式が上場廃止になることにより、その流動性が著しく悪化する等の可能性があります。

< 中略 >

その他

株式の希薄化について

当社グループは、当社の取締役及び従業員の業績向上に対する志気を高めることを目的として、取締役及び従業員等に対してインセンティブ制度を導入しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20、第280条ノ21並びに会社法第236条、238条及び239条に基づく新株予約権を付与しているものであり、平成15年5月16日開催の臨時株主総会の決議及び平成20年12月9日に開催された取締役会の決議をもとに、取締役、従業員及び社外協力者に対して付与いたしました。当社の発行済株式数は平成21年7月31日現在で4,217,839株であり、このほか当該新株予約権にかかる新株発行予定数の合計は平成22年1月31日現在で、10,430株であります。

なお、これら新株予約権が行使された場合、当社の株式価値が希薄化することになります。さらに当社は、今後ストック・オプション等のインセンティブプランを実施することも検討しており、株式価値の希薄化を生じさせる可能性があります。

また、本日付で決議された第三者割当による新株式の発行、第三者割当による種類株式の発行及びDES優先株式の発行を併せると、新株式の発行の規模は12,652,165株（当該種類株式及びDES優先株式が全て普通株式に転換された場合）であり、現在の発行済株式総数の299.97%にあたり、既存株式の価値の希釈化が生じます。

このように、本第三者割当と事業再生計画における上記の発行により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価や当社普通株式の需給関係等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

< 後略 >

第7 【提出会社の参考情報】

2 【その他の参考情報】

（訂正前）

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)～(4)省略

(5) 臨時報告書

平成21年6月15日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

(6) 半期報告書の訂正報告書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成20年4月30日に提出した半期報告書に係るものであります。

(7) 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成19年10月26日に提出した有価証券報告書に係るものであります。

(8) 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成20年10月31日に提出した有価証券報告書に係るものであります。

(9) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成20年12月15日に提出した四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(10) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成21年3月17日に提出した四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(11) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成21年6月15日に提出した四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(12) 臨時報告書

平成21年10月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

(13) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第22期（自平成20年8月1日至平成21年7月31日）平成21年11月2日関東財務局長に提出

(14) 内部統制報告書

基準日（平成21年7月31日）平成21年11月2日関東財務局長に提出

(15) 半期報告書の訂正報告書

平成21年11月26日関東財務局長に提出

平成20年4月30日に提出した半期報告書に係るものであります。

(16) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第23期第1四半期（自平成21年8月1日至平成21年10月31日）平成21年12月15日関東財務局長に提出

第23期第2四半期（自平成21年11月1日至平成22年1月31日）平成22年3月16日関東財務局長に提出

(17) 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年12月15日関東財務局長へ提出

平成21年11月2日に提出した有価証券報告書に係るものであります。

（訂正後）

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)～(4)省略

(5) 半期報告書の訂正報告書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成20年4月30日に提出した半期報告書に係るものであります。

(6) 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成19年10月26日に提出した有価証券報告書に係るものであります。

(7) 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成20年10月31日に提出した有価証券報告書に係るものであります。

(8) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成20年12月15日に提出した四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(9) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成21年3月17日に提出した四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(10) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成21年6月15日に提出した四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(11) 臨時報告書

平成21年10月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

(12) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第22期（自平成20年8月1日至平成21年7月31日）平成21年11月2日関東財務局長に提出

(13) 内部統制報告書

基準日（平成21年7月31日）平成21年11月2日関東財務局長に提出

(14) 半期報告書の訂正報告書

平成21年11月26日関東財務局長に提出

平成20年4月30日に提出した半期報告書に係るものであります。

(15) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第23期第1四半期（自平成21年8月1日至平成21年10月31日）平成21年12月15日関東財務局長に提出

第23期第2四半期（自平成21年11月1日至平成22年1月31日）平成22年3月16日関東財務局長に提出

第23期第3四半期（自平成22年2月1日至平成22年4月30日）平成22年6月14日関東財務局長に提出

(16) 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年12月15日関東財務局長へ提出

平成21年11月2日に提出した有価証券報告書に係るものであります。

(17) 有価証券届出書及びその添付書類

平成22年6月1日関東財務局長に提出

(18) 有価証券届出書及びその添付書類

平成22年6月1日関東財務局長に提出

(19) 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年6月14日関東財務局長に提出

(20) 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年6月14日関東財務局長に提出

(21) 臨時報告書

平成22年6月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき臨時報告書であります。